

研修テーマ：道徳教育

1 戦前

戦前の道徳教育は、「修身」として、明治維新直後の学制（1872（明治5）年）の開始とともに、「修身口授」（ギョウギノサトシ）から始まった。修身科の成立は、小学校の必修6教科の1科目となった1879（明治12）年の「教育令」によってである。これがやがて筆頭科目となる。

小学校教則大綱（抄）（1891（明治24）年文部省令第11号）において、その内容は「教育に関する勅語の旨趣に基く」ことを定めており、中でも「愛国心」の徳目を最重要視していた。1893（明治26）年には検定を受けた教科書が現われ、翌1894（明治27）年4月から使用され始めた。

時代の変遷とともにその性格や内容を著しく変え、1945（昭和20）年12月に連合国軍総司令部（GHQ）から発せられた第4の指令「修身，日本歴史及び地理停止ニ関スル件」によって廃止されるまでの間、日本の教育の方向を決定づける役割を担ってきた。

【小学校教則大綱（抄）（1891（明治24）年11月17日文部省令第11号）】

第二条

修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ孝悌，友愛，仁慈，信実，礼敬，義勇，恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛国ノ志気ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ

高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拓メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ

女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメソコトヲ要ス

<「国定修身教科書に掲載された教育勅語の余文」より>

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

(いったん かんきゅうあれば ぎゅうこうにほうじ もって てんじょうむきゅうの こううんをふよくすべし)

2 教育課程に「道徳」を特設

戦後、教科「修身」は解体されたが、小学校の教科について定めた1947年学校教育法施行規則に「道徳」はない。

修身科の廃止以後、学校における道徳教育は、学校の全教育活動を通して行うことを基本として実施されてきたが、児童・生徒が道徳的諸価値についての内面的自覚をいっそう深めるようにすることの要望が高まったため、昭和31年に文部大臣から小・中学校の教育課程の改訂について諮問を受けていた教育課程審議会は、特に道徳教育問題を重視し、昭和32年11月、道徳教育の徹底を期するため、「道徳」の時間を特設するという趣旨の中間的な結論を発表した。次いで翌33年3月、教育課程審議会から道徳を含めて教育課程全体の改善方策が答申さ

れた。

これを受けて、1958（昭和 33）年、学校教育法施行規則が改正され、教育課程に「道徳」の時間が特設された。この改正省令においては、まず、小学校の教育課程は、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の四つの領域をもって編成することを明確にした。また、各教科および道徳の各学年における年間授業時数の最低を省令の別表において示し、教育課程の一般的事項および四領域の目標、内容、留意事項等は、教育課程の基準として別に文部大臣が公示する「小学校学習指導要領」によることを規定した。従来の学習指導要領は学校教育法、同施行規則、文部省設置法の根拠に基づいて文部省で編集してきたのであるが、学習指導要領そのものの性格は必ずしも明らかではなかった。しかし、この改正省令によって「小学校学習指導要領」が、教育課程の基準として初めて文部省告示の形式をとって公示されたのである。ここでの改訂において、特に考慮されたことの一つに「道徳教育を徹底すること」が挙げられている。

昭和33年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年	
各教科	国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
	社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
	算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
	理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
	音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	家庭					70(2)	70(2)
	体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
	道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- 二 かっこ内の授業時数は、年間授業日数を三十五課(第一学年については34課)とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 三 第24条第2項の場合において、道徳の外に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2の場合においても同様とする。)

○中学校

別表第2

区分	第一学年	第二学年	第三学年	
必修教科	国語	175(5)	140(4)	175(5)
	社会	140(4)	175(5)	140(4)
	数学	140(4)	140(4)	105(3)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	35(1)
	美術	70(2)	35(1)	35(1)
	保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
	技術・家庭	105(3)	105(3)	105(3)
選択教科	外国語	105(3)	105(3)	105(3)
	農業	70(2)	70(2)	70(2)
	工業	70(2)	70(2)	70(2)
	商業	70(2)	70(2)	70(2)
	水産	70(2)	70(2)	70(2)
	家庭	70(2)	70(2)	70(2)
	数学			70(2)
	音楽	35(1)	35(1)	35(1)
美術	35(1)	35(1)	35(1)	
道徳	35(1)	35(1)	35(1)	
特別教育活動	35(1)	35(1)	35(1)	

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- 二 かっこ内の授業時数は、年間授業日数を35週とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 三 中学校の各学年における必修教科、選択教科、道徳及び特別教育活動の授業時数の計は、1120を下ってはならない。
- 四 選択教科の授業時数については、左の通りとする。
- イ 選択教科の授業時数は、毎学年105を下ってはならない。この場合において、少くとも1の教科の授業時数は、70以上でなければならない。
- ロ 1以上の選択教科の外に、農業、工業、商業、水産又は家庭(以下「職業に関する教科」という。)のうち1以上の教科を履修させる場合における当該職業に関する教科についての授業時数は、この表に定める授業時数にかかわらず、それぞれ35とすることができる。

「標準授業時数の在り方について」【文部科学省 Web サイトより】

3 道徳教育の充実

2006（平成18）年に、教育基本法が改正され、第2条が新設された。第2条は、第1条の「教育の目的」を実現するため、今日重要と考えられる事柄を5つに整理し、「教育の目標」として規定している。そして、その第1項において、「道徳心を培う」ことを挙げている。

【教育基本法】（2006（平成18）年改正）

第二条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

4 道徳の教科化への動き

(1) 教育再生実行会議 第一次提言

道徳が教科化された背景には、深刻ないじめ問題の発生等がある。それを受けて、教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応について審議が行われた。ここでは、いじめに起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案、さらには、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、一人でも多くの子供を救うことが、教育再生に向けて避けて通れない緊急課題とした。こうした痛ましい事案を断じて繰り返すことなく、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を日本全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現するよう、提言がまとめられた。その1番目に、「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」ことが挙げられた。

「いじめ問題等への対応について」（第一次提言より）（平成25年2月）

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。学校は、未熟な存在として生まれる人間が、師に学び、友と交わることを通じて、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己や他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などの人間性を構築する場です。しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。また、家庭や地域を始め、社会の中で人が生きていく全ての過程

が人間教育の場となります。社会全体でその意識を共有し、それぞれの立場から子どもの成長に関わり、支える必要があります。

○子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道德教育を充実する。そのため、道德の教材を抜本的に充実するとともに、道德の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道德教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

○国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道德教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道德教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道德教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。(以下省略)

(2) 道德教育の充実に関する懇談会

先の提言を受けて、2013（平成 25）年 3 月、「道德教育の充実に関する懇談会」が文部科学省に設置され、同年 12 月に「今後の道德教育の改善・充実方策について」（報告）において、道德の時間を「特別の教科 道德」と位置付けた上で、道德教育の目標や指導方法等について改善を行う必要性が打ち出された。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf

(3) 中央教育審議会

2014（平成 26）年 10 月には、中央教育審議会において、「道德に係る教育課程の改善等について（答申）」が出された。その改善方策として、次のような方向性が示されている。

- 1 道德の時間を「特別の教科 道德」（仮称）として位置付ける
- 2 目標を明確で理解しやすいものに改善する
- 3 道德の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
- 4 多様で効果的な道德教育の指導方法へと改善する
- 5 「特別の教科 道德」（仮称）に検定教科書を導入する
- 6 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf

(4) 学校教育法施行規則の一部改正、学習指導要領の一部改正

2015（平成 27）年 3 月の学校教育法施行規則の一部改正では、従来の「道德」が「特別の教科である道德」へと改められることになった。これにより、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が一部改正され、「特別の教科 道德」が新たに位置付けられた。

【学校教育法施行規則の一部を改正する省令】

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条、第五十一条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七百七条、第二百二十六条及び第二百二十七条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

第二百二十八条第二項中「、道徳」を「及び道徳」に改める。

第二百三十条第二項中「道徳」を「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

(5) 「特別の教科 道徳」全面实施

全面实施に向けた2016（平成28）年度に教科書検定が実施され、小学校等では2018（平成30）年度、中学校等では2019（令和元）年度より、全面实施されている。

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編」より

＜道徳教育の目標＞

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

＜「特別の教科 道徳」の目標＞

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。



「道徳教育の充実について」
【文部科学省 Web サイトより】

道徳教育の充実について		
教育再生実行会議 「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（平成25年2月26日） <small>子どもが命の尊厳を重んじ、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育む。図は、道徳教育を充実するため、道徳の教科を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を踏まえて、諸外国における取組も参考に、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。</small>		
道徳教育の充実に関する懇談会 <small>「今後の道徳教育の改善・充実策について」（報告） （H25.3.28設置、10回の審議を経て、H25.12.26報告。）</small>	中央教育審議会 <small>「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申） （H26.3.4設置、10回の審議を経て、H26.10.21答申。）</small>	学習指導要領等の一部改正（案）
<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間や教師間の差が大きい ・ 各教科等との役割分担や関連を意図した指導が不十分 ・ 指導方法に不安を抱える教師が多い ・ 学年が上がるにつれて、児童生徒の受け止めがよくなる ・ 取り返せたり、具体的にどう行動すればよいかわからないという側面に関する指導が不十分 ● 道徳教育の改善の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の改善を図るため、制度上、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付けることを検討すべき。 ① 道徳教育の目標と道徳の役割の目標をわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。 ② 道徳の役割ごとに内容を明確化し、いじめの防止や生命の尊重、自律心、家庭や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ると、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに留意。 ③ 道徳の役割を重視した指導方法の確立、具体的な活動や事例の導入、指導や問題解決的な指導の充実。全体計画の実質化、各教科等との関連付けの強化。 ④ 数値による評価は今後も行わない。 ⑤ 一定水準の授業が実施されるよう、教科書を導入することが適切。 ● 「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布、平成26年4月から使用開始。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 道徳の役割は、学習指導要領に示された内容体系的に学ぶこと、教科書と共通する価値観、道徳教育全体として人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、教師による評価はさまざまな観点、教員は高い意識が中心と踏まえ、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。 ② 目標を、明確で理解しやすいものに改善。道徳教育は「特別の教科 道徳」(仮称)とし、最終的には「道徳性」の育成が目標。道徳教育の目標は明確な表現に改め、「特別の教科 道徳」(仮称)の目標は、判断力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、よりよく生きていくための実践能力を培うこととして提示。 ③ 内容をより児童の役割を踏まえた体系的なものに改善。四つの観点の順序等を通時的に見直し、主一貫性なども活用しつつ、内容項目をより体系的で効果的に示す。段階モデルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実。 ④ 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行動に関する指導、問題解決的な学習、小・中学校の道徳性に関する指導など、多様な効果的な道徳教育の指導方法を改善。家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。 ⑤ 「特別の教科 道徳」(仮称)の中心となる教科として、施設教員を専任。 ⑥ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実。多面的・継続的に評価し、総合的に評価。数値などによる評価は不適切。 <small>※指導要領の具体的な改善策等については、会議を設け、今後専門的に検討。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校教育法施行規則において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付け、学習指導要領において、学校教育全体としての道徳教育に関するものは「第1章 総則」に、「特別の教科 道徳」に関するものは「第3章 特別の教科 道徳」へ編入。 ◇ 学校教育全体としての道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確化し、道徳の目標は、育成すべき資質・能力を明確化。 ◇ 内容について、「自分自身」人との関わり「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」の観点により、構造化・体系化 ◇ 内容項目に応じたキーワード ◇ 「内容項目」への対応を充実 などの改善を行う。 ◇ 指導方法の配慮事項として、問題解決的な学習、体験的な学習など指導方法の工夫のほか、段階モデル、道徳性、科別技術と生命倫理等に関する事項を追加。 ◇ 教材については、教育基本法や学校教育法等に依り、免状の段階に照し、特定の見方や考え方に偏った教材が採られていることなどの配慮事項を明記。 ◇ 評価については、児童生徒の成長の様子を把握することが基本。数値評価を行わないことは原則と同様。 ◇ 近く、専門家によるWGを設け、専門的に検討。 ◇ 道徳教育の全体計画や教育活動等の公表など、家庭や地域社会との連携について記載を充実。